

ご家族連絡先登録制度規約

第1条（本規約の目的）

本規約は、SBI 生命保険株式会社（以下「当社」といいます）が運営・提供する「ご家族連絡先登録制度」（以下「本制度」といいます）に関する取扱いについて定めたものです。

第2条（本制度の概要）

本制度は、個人の保険契約者が本制度にもとづきあらかじめ保険契約者の家族の連絡先等を当社に登録することにより、登録されたご家族（以下「登録家族」といいます）からの保険契約の内容に関する照会を可能とし、また、当社からお送りするご案内が保険契約者に届かなかった場合や、大災害発生時など保険契約者との連絡が取れない場合に、登録家族に対して、保険契約者の安否や連絡先を確認させていただく制度です。

第3条（本制度の利用者等）

1. 本制度は、当社保険契約の保険契約者に限り利用することができます。ただし、法人の保険契約者は本制度を利用することはできません。
2. 登録家族として登録できる者は、保険契約者の配偶者または3親等内の親族から1名とします。なお、以下のいずれかに該当する者は、登録家族として登録することはできません。
 - (1) 日本国内に住所を有しない者
 - (2) 18歳未満の者

第4条（登録の同意）

1. 保険契約者は、本制度を利用するにあたり、第7条にもとづき当社が登録家族に保険契約の内容および保険契約者の連絡先等の個人情報を開示すること、また、登録家族が保険契約者の連絡先等の個人情報を当社に対して開示することに同意することを要します。
2. 保険契約者は、登録家族の登録をするにあたり、以下の事項について登録家族となる者の同意をあらかじめ得ておくことを要します。
 - (1) 本制度の登録家族として登録すること
 - (2) 登録家族となる者に関する以下の情報を保険契約者が当社に開示・登録すること
①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所 ⑤電話番号 ⑥保険契約者との続柄
 - (3) 当社が、第6条に定める場合において、保険契約者の安否または連絡先の確認のために連絡をする場合があること、およびその場合に登録家族となる者が回答することになること
 - (4) 当社が、第13条第1項に定める目的の範囲内で、登録家族となる者の情報を利用することがあること

第5条（登録情報の変更・削除）

1. 保険契約者は、登録家族に関する情報に変更があった場合は、登録家族の同意を得たうえで、当社所定の方法により届け出ることを要します。なお、登録家族として登録されている者が第3条第2項

に定める条件をみたさなくなった場合で、保険契約者が本制度の利用継続を希望するときは、当該条件をみたす者を新たに登録家族として登録することを要します。

2. 保険契約者は、新たに登録家族として登録しようとする者の同意を得たうえで、当社所定の方法により届け出ることで登録家族を他の者に変更することができます。
3. 保険契約者または登録家族が、登録家族に関する情報の削除を希望する場合は、当社所定の方法により届け出ることを要します。なお、登録家族からの届け出があった場合には、当社は保険契約者の同意を得ることなく当該情報を削除できるものとします。

第6条（登録家族への連絡）

当社は、以下のいずれかの場合において、登録家族に対して連絡をし、保険契約者の安否または連絡先を確認することがあります。

- (1) 当社から発送した通知物が保険契約者に届かず、保険契約者と直接の連絡が取れない場合
- (2) 保険契約者が高齢で連絡がとれず、保険契約者の安否確認・緊急連絡が必要な場合
- (3) 大災害発生時等において、保険契約者と直接の連絡が取れず、保険契約者の安否確認・緊急連絡が必要な場合
- (4) その他当社が必要と認めたとき

第7条（登録家族への情報の開示）

当社は、登録家族に対して当社が把握している保険契約者の連絡先に関する情報を開示することができます。また、登録家族から保険契約の内容に関する照会があった場合で、当社が必要と認めたときは、登録家族に対し、保険契約者が加入する保険契約に関する以下の項目を開示します。ただし、被保険者に関する医療・健康状態などの機微情報（センシティブ情報）、口座情報、クレジットカード情報、その他当社が開示するべきではないと判断した情報は原則として開示しません。

- (1) 保険契約の特定に必要な項目（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号などの個人情報を含む）
- (2) 保険契約の基本情報（保険商品名、保障内容、保険期間、払込期間、保険料、契約日、死亡保険金受取人氏名など）
- (3) 特別条件に関する項目
- (4) 保険契約の有効性
- (5) 保険料払込方法・保険料払込状況（保険料の未収情報や未収保険料額など）
- (6) 各種手続き履歴
- (7) その他当社が必要と認めた項目

第8条（登録家族からの請求書類等の送付依頼）

当社は、登録家族から当社に各種手続きの請求書類等の送付依頼があった場合、当社の定める範囲で受け付けます。この場合、請求書類の送付先は原則として保険契約者の連絡先とします。
ただし、登録家族が自らまたは保険契約者の代理で各種手続きを行うことはできません。

第9条（保険契約者への通知）

当社は、登録家族の情報が登録・変更された場合は、保険契約者に対し、登録・変更された登録家族の情報を当社所定の方法にて通知するものとします。

第10条（本制度の中止・停止）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知をすることなく、本制度の取扱いを中止することができます。

- (1) 本制度の運営に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または当該設備等に障害が発生した場合
(2) 天災・災害その他やむを得ない事由により本制度の運営ができない場合
(3) その他、当社が本制度の取扱いを中断する相応の事由があると判断した場合
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約者の承諾を得ることなく本制度の取扱いを停止するものとします。
 - (1) 保険契約者が第4条第2項に定める同意を得ていなかったとき
 - (2) 保険契約者または登録家族が反社会的勢力に該当すると認められるとき、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (3) 登録家族の情報が削除された場合で、新たに登録家族となる者の登録がないとき
 - (4) 登録家族として登録されている者が第3条第2項に定める条件をみたさなくなった場合で、新たに登録家族となる者の登録がないとき
 - (5) 保険契約者の変更があったとき
 - (6) 保険契約が解約・保険金の支払等により消滅したとき
 - (7) その他当社が必要と認めたとき
3. 前項第4号から第7号までの規定により本制度の取扱いを停止した場合であっても、第6条第3号に定める場合や、保険契約者または保険契約者であった者の身体・生命・財産の保護のために必要な場合において、当社が登録家族として登録されていた者に対して連絡をすることがあります。

第11条（免責）

1. 本制度の利用に伴い保険契約者と登録家族等との間に争いが生じたとしても、当社は一切責任を負いません。
2. 第5条に定める当社への届け出が遅れたことにより、また第10条に定める中断・停止により保険契約者や登録家族等に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第12条（本規約の変更・廃止）

本規約は、事前の承諾を得ることなく変更または廃止することができます。本規約が変更または廃止された場合には、その内容等について、当社ホームページにて速やかに公開するものとします。

第13条（個人情報の利用）

1. 保険契約者または登録家族が本制度を利用するに際して当社に提供した個人情報は、本制度を運営するために利用するほか、必要に応じて以下の目的で利用することができます。
 - (1) 各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - (2) 当社および当社の関連会社・提携会社（当社の募集代理店を含む）の取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
 - (3) 当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの開発・充実
 - (4) 各種イベント、キャンペーンおよびセミナー等に関する案内
 - (5) 市場調査、データ分析およびアンケート等の実施
 - (6) その他保険に関連・付随する業務
2. 前項に定めるほか、当社における個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページに掲載されている「個人情報保護方針」をご確認ください。

第14条（本規約に定めがない事項）

本規約に定めがない事項については、普通保険約款、特約・特則条項の規定を適用するものとします。

2018年9月20日制定

2023年8月1日改訂